

補綴関連の適応について

補管の範囲縮小

クラウン・ブリッジ維持管理料に関して、3/4冠、4/5冠、FMCおよび前装MCの単冠が対象外となった。全てのブリッジ、非金属冠、TiC、前装 TiC は引き続き補管の対象となる。今回の改定前に補管を算定して2年経過していないFMCなどの再製作料等は補管の縛りを受けるが、今回の改訂以降に装着したFMCなどの再製作等に関しては2年以内でも所定点数を算定できる。

ブリッジ支台の5番に前装MC拡大適応

Br 支台の5番にレジン前装金属冠が適応されることになった。一方、レジン前装金属冠の臼歯部の形成料加算が、生PZは490点から340点に、失PZは470点から300点に引き下げられた。

歯CADⅢにおけるエンドクラウン

エンドクラウンとは髄腔に保持力を求めたクラウンで、今回大白歯に対してCAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を用いたエンドクラウンが適応となった。他のCAD/CAM冠用材料では認められない。咬合支持状態に関係なく算定できるが、支台築造および支台築造印象は別に算定できない。形成料は失PZ636点。従来のCAD/CAM冠(Ⅲ)は技術料1200点だが、エンドクラウンの場合1450点となった。

(吉田眞一記)